

# 七 飯町太陽光発電システム設置補助金について



詳しくは <http://www.town.nanae.hokkaido.jp/>

七飯町 太陽光

検索

## (1) 受付期間及び受付窓口

期別毎に補助申請及び完了報告の受付を行い、優先度の高い方より補助交付予定です。  
※工事着手の前に補助申請が必要になりますが、平成26年4月1日から同年5月31日の間に工事請負契約を締結した方については、遡及措置を行いますのでご相談ください。

受付期間：第1期 平成26年 4月 1日（火）～ 平成26年 6月30日（月）  
第2期 平成26年 7月 1日（火）～ 平成26年 9月30日（火）  
第3期 平成26年10月 1日（水）～ 平成26年12月30日（火）  
第4期 平成27年 1月 6日（火）～ 平成27年 2月27日（金）

受付窓口：七飯町政策推進課政策調整係（ 役場2F ⑧番窓口 ）

※補助の申請をされても、補助金が交付されない場合がある事を予めご了承願います。

## (2) 補助金の目的



住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する町民（法人を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、システムをモデルとする再生可能エネルギーの普及の促進及びエネルギーに対する意識の高揚を図り、もって町民が誇れる美しいまちづくりの推進に寄与することを目的としています。

## (3) 補助の条件等 ※補助申請手続きの代行申請（要委任状）も認めます。

対象者：町内に自ら住居（一部店舗・事務所との併用可）を所有・居住する者、もしくは所有し居住予定のある者（別荘等の所有者は除く）で、一般電気事業者と電灯契約を有し町税等を滞納しておらず、過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けていない方。

※原則として申請書類等を直接提出していただける方

要件等：太陽電池モジュールが、太陽電池モジュール認証又は日本工業規格その他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けて、性能や安全性の信頼性が実証されており、公称最大出力の合計値が10kW未満で、かつ補助対象経費の合計額を公称最大出力で除した額が1kWあたり50万円以下であること等。

## (4) 補助対象経費

新規設置に要する経費のうち次の機器の購入費（消費税及び地方消費税相当額を除いた額）

- ①太陽電池モジュール ②架台 ③接続箱 ④直流側開閉器 ⑤交流側開閉器
- ⑥パワーコンディショナー（制御、保護及び直流交流変換装置） ⑦余剰電力販売用電力量計
- ⑧設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等含む）

※⑧に係る積雪対策工事等の特殊工事においては、補助対象経費の合計額から控除可能

## (5) 補助金の額 ※補助金の予算（560万円）がなくなり次第受付終了予定です。

1kWあたり5万円（上限4kW 最大20万円／1補助対象者）

※太陽電池モジュールの公称最大出力1kWあたり5万円を乗じて得た額。

## (6) 定期報告 ※報告書の提出がない場合には補助金返還の対象となる場合があります。



補助金の交付を受けた者は、受給後1年間の発生電力量、売電電力量及び買電電力量等について、規定の報告書により町に毎月ごとに報告する。

### 【 お問い合わせ先 】

七飯町政策推進課政策調整係

住所：〒041-1192

七飯町本町6丁目1番1号

電話：0138-65-5792

FAX：0138-66-2054



※申請予定のある方は、別紙補助申請等チェックシートを確認願います。